

市長への手紙・市民の皆さんとミーティング

市民の皆さんの声を広く聴き、市政へ反映させるため、市長への手紙、市民の皆さんとミーティングを行っています。

問合せ 地域情報課

TEL 89・2147

市長への手紙

市長が直接拝見し、回答します。

郵送 専用用紙は次のページから切り取ってご使用ください。また、本庁舎行政情報コーナー、二ツ井町庁舎市民フロア、各地域センターなどにも備えています。切手の貼付は不要です。

Eメール nsmayor@city.noshiro.lg.jp

※電子申請でも提出できます。
提出の際の注意点

- ・住所・氏名がない場合は回答できませんので、回答を希望する場合は、住所・氏名を必ず記載してください。
- ・特定の個人や団体に対する誹謗中傷には回答できません。
- ・市民の皆さんに広くお知らせしたい内容は、氏名などを公表せず、市ホームページなどで紹介させていただく場合があります（本人が承諾している場合）。

個人情報や問合せの内容は、目的外に使用しません。



市ホームページ



電子申請

市民の皆さんとミーティング

まちづくりなどについて、市長と気軽に話し合う場です。団体やグループ単位（学校、職場、サークルの仲間など）でお申し込みください。

※自治会、町内会要望などはご遠慮ください。

※電子申請でも受け付けます。
日程 調整のうえ決定

時間 1時間程度

場所 本庁舎、二ツ井町庁舎、各地域センター

※場所の提供が可能な場合は、地域の集会所などでも開催します。



市ホームページ



電子申請

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第12回特別弔慰金について

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日現在、恩給法による公務扶助料や援護法による遺族年金などを受け取る方がいない場合に、次の先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

優先順位

- 1、昭和27年施行の弔慰金受給権者
- 2、戦没者等の子
- 3、戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹※
- 4、3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5、1～4以外の三親等以内の親族※

※…条件あり

支給内容

額面27万5千円の記名国債（年額5万5千円を5年分）

請求期限

令和10年3月31日

請求書類などの交付および受け付け

次の窓口で交付・受付します。可能な限り事前に電話でご予約のうえ、お越しください。

請求受付窓口・問合せ

福祉課 TEL89-2152、地域局市民福祉課 TEL73-5500

移住促進・関係人口等 創出補助金活用団体を募集

能代市への移住促進や関係人口等創出に資する交流事業を実施する団体・事業者に対して交付する補助金の活用団体などを募集します。詳しくは市ホームページを確認するか、お問い合わせください。



対象団体・事業者

- ・主たる活動の拠点が市内にあること
- ・政治活動、宗教活動を目的としていないこと

補助額

- ・基本補助対象経費から参加費を除いた額の4分の3以内（上限75万円）
- ・若年層や子育て世帯に訴求する事業 同10分の10以内（上限100万円）

募集期間

5月30日(金)までに必要書類を直接提出するか郵送で

審査

6月に審査会を予定しています。

宛先・問合せ

〒016-0121 能代市鰺沢字古屋布1 イオンタウン 能代内 移住定住推進課 TEL74-6767